

補助金の交付を受けるには

○住宅等を内装木質化される方

1 まず、補助対象であるか確認しましょう。

次のすべてに該当することが必要です。

- ☐ 埼玉県内に建築された住宅を内装木質化します。

【住宅以外の例】

事務所、店舗、集合住宅など。詳細は、Q&Aをご覧ください。

【内装木質化として申込みできない場合】

内装木質化として補助金の交付を受けるためには、県産木材による施工面積が確認できる図面の添付が必要です。施工面積のわかる図面の添付ができないときには、増改築として申し込んでください。ただし、補助金交付要件が内装木質化の場合とは異なりますので、ご注意ください。

- ☐ 平成28年4月1日以降に工事請負契約を締結しました（します）。
- ☐ 平成30年2月28日までに木工事が完了します（しました）。
- ☐ 埼玉県内に事業所又は営業所がある工務店等が工事します。

【県外の工務店等が工事する場合】

申込みされる方が木材を工務店等に支給して工事する場合は、対象となります。

- ☐ 12ミリメートル以上の厚さの県産木材による施工面積が15平方メートル以上です。

2 申込み及び交付申請の準備をします。

補助対象であることが確認できたら、申込書兼交付申請書を作成します。使用する様式は、様式1ー

3「彩の木補助事業補助金申込書兼交付申請書【内装木質化用】」です。

様式2「建築現場位置図」を作成します。既存の地図を様式に貼る、あるいは別紙として添付しても構いません。

様式3ー1（2）「彩の木補助事業補助金施工面積計算書【計画】」の作成は、工務店等に依頼してください。

「計画」なのでその後の施工面積に変更があっても問題ありませんが、補助対象要件を満たしていなければなりません。

埼玉県内に事業所又は営業所がない県外の工務店等が工事する場合は、様式10「彩の木補助事業補助金に係る木材支給申出書」の作成が必要です。

3 書類を提出します。

書類を整えて木材協会に郵送又は持参します。

〆切：平成30年2月15日（木）必着（予定数に達し次第終了）

★申込み及び交付申請時に必要な書類

- ☐ 様式1－3「彩の木補助事業補助金申込書兼交付申請書【内装木質化用】」
- ☐ 様式2 「彩の木補助事業補助金建築現場位置図」
- ☐ 様式3－1（2）「彩の木補助事業補助金施工面積計算書【計画】」
- ☐ 工事請負契約書の写し
- ☐ 内装木質化工事の概要がわかる図面の写し
【図面の写しに関する注意点】
県産木材による施工面積がわかるように図面にマーカー等で色分けし、寸法を記入してください。内装木質化工事の概要がわかる図面の写し（例）もHPに掲載しています。
- ☐ 本人確認書類
【本人確認書類の例】
運転免許証、健康保険証、パスポートなどのうちいずれか1点の写しをご提出ください。
- ☐ （必要な場合）様式10「彩の木補助事業補助金に係る木材支給申出書」

4 補助金利用予定者登録通知書がお手元に届きます。

申込書兼交付申請書と必要な関係書類を木材協会に提出すると、2週間前後で木材協会から様式4「平成29年度彩の木補助事業補助金利用予定者登録通知書」がお手元に届きます。その際、「県産木材を使用した建築物」であることの表示例を同封しますので、わかりやすい所に表示してください。

5 木工事完了報告及び補助金請求の準備をします。

補助金利用予定者登録通知書が届き、木工事が完了したら、完了報告します。使用する様式は、様式6－3「彩の木補助事業補助金木工事完了報告書兼請求書【内装木質化用】」です。

完了報告を忘れてしまうと補助金は交付されませんので、木工事完了後2週間以内に提出できるように準備してください。

様式3－2（2）「彩の木補助事業補助金施工面積計算書【実績】」の作成は、工務店等に依頼してください。

6 書類を提出します。

書類を整えて木材協会に郵送又は持参します。

最終〆切：平成30年3月9日（金）必着

★木工事完了報告及び補助金請求時に必要な書類

- ☐ 様式6－3「彩の木補助事業補助金木工事完了報告書兼請求書【内装木質化用】」
- ☐ 様式3－2（2）「彩の木補助事業補助金施工面積計算書【実績】」
- ☐ さいたま県産木材販売伝票の写し
【さいたま県産木材販売伝票に関する注意点】
さいたま県産木材販売伝票は、販売された木材が県産木材であることを証明するものです。丸太から証明されていることが必要なので、丸太を伐採した事業者（一次発行者）まで遡っ

たすべての販売伝票を添付してください。詳細は、Q & Aをご覧ください。

☐ 写真

【写真に関する注意点】

- ・木材使用状況がわかるもの（5～6枚）

☐ （申込時から変更のある場合のみ）

内装木質化工事の概要がわかる図面の写し

【図面の写しに関する注意点】

県産木材による施工面積がわかるように図面にマーカー等で色分けし、寸法を記入してください。内装木質化工事の概要がわかる図面の写し（例）もHPに掲載しています。

7 木材協会の検査員が現地検査を実施します。

木工事完了報告書兼請求書と必要な関係書類を木材協会に提出すると、木材協会でその内容を審査します。審査には通常4週間程度かかります。この間に、現地検査を実施することがあります（木工事完了報告書兼請求書提出前に実施することもあります）。実施する場合には、あらかじめ検査員から工務店等にご連絡させていただきます。

【現地検査を実施する場合】

現地検査を実施するか否かは、木材協会が指名した検査員の判断によります。現地検査を実施することになり検査員からその旨連絡があった場合でも、工事を中断していただく必要はありません。詳細は、Q & Aをご覧ください。

8 交付決定及び確定通知書がお手元に届き、補助金が交付されます。

審査の結果、補助対象住宅等の要件に適合すると認められると、木材協会から様式8「平成29年度彩の木補助事業補助金交付決定及び確定通知書」がお手元に届きます。それから1週間以内に、交付決定及び確定通知書に記載された交付金額をご指定口座に振り込みます。振込の通知はしませんので、ご指定口座の記帳をするなどしてご確認ください。

事務所、店舗を内装木質化するためにこの補助金を利用した場合には、交付決定及び確定通知書を送りする際、「県産木材を使用した建築物」であることの表示例を同封しますので、室内等のわかりやすい所に概ね1年間表示してください。